

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	相模原市 会計課が行う支払調書及び源泉徴収票の作成に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

相模原市は、会計課が行う支払調書及び源泉徴収票の作成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

相模原市長

公表日

令和6年9月16日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	会計課が行う支払調書及び源泉徴収票の作成に関する事務
②事務の概要	市が委員や講師等に報酬等を支払ったことに対して、源泉徴収票や支払調書を税務署に提出または受給者に交付し、給与支払報告書を関係市区町村に送付する。(支払を実施した各事業課が特定個人情報を所定の様式を使用して収集するとともに会計課へ送付する。会計課が各事業課より送付された源泉徴収票等を作成するための情報を源泉管理システムへ入力し、源泉徴収票、支払調書及び給与支払報告書を作成し、関係機関へ提出(送付)又は交付する。)
③システムの名称	源泉管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
源泉システムデータ	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第4項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	相模原市 会計課
②所属長の役職名	会計課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	相模原市 行政資料コーナー 相模原市中央区中央2丁目11番15号 TEL 042-769-8331
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	相模原市 会計課 相模原市中央区中央2丁目11番15号 TEL 042-769-8276

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年8月29日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年8月29日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年8月9日	I 関連情報(5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	長田 けい子	天野 由美子	事後	重要な変更に該当しない(人事異動に伴う変更)
平成30年7月20日	II しいき値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成28年1月31日 時点	平成30年6月1日 時点	事後	重要な変更に該当しない(時点修正のため)
平成30年7月20日	II しいき値判断項目 1.取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	平成30年6月1日 時点	事後	重要な変更に該当しない(時点修正のため)
令和1年6月27日	I 関連情報(5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	所属長 天野 由美子	会計課長	事後	重要な変更!に該当しない(様式変更のため)
令和1年6月27日	II しいき値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成30年6月1日 時点	令和元年6月1日時点	事後	重要な変更に該当しない(時点修正のため)
令和1年6月27日	II しいき値判断項目 1.取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年6月1日 時点	令和元年6月1日時点	事後	重要な変更に該当しない(時点修正のため)
令和1年6月27日	IVリスク対策	なし	様式変更に伴い項目を追加	事後	重要な変更に該当しない(様式変更のため)
令和2年7月3日	II しいき値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和元年6月1日時点	令和2年6月1日時点	事後	重要な変更に該当しない(時点修正のため)
令和2年7月3日	II しいき値判断項目 1.取扱者数 いつ時点の計数か	令和元年6月1日時点	令和2年6月1日時点	事後	重要な変更!に該当しない(時点修正のため)
令和3年7月15日	II しいき値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和2年6月1日時点	令和3年6月1日時点	事後	重要な変更に該当しない(時点修正のため)
令和3年7月15日	II しいき値判断項目 1.取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年6月1日時点	令和3年6月1日時点	事後	重要な変更に該当しない(時点修正のため)
令和3年7月15日	I 関連情報(1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要)	市が委員や講師等に報酬等を支払ったことに対して、源泉徴収票や支払調書を税務署に提出または受給者に交付し、給与支払報告書を関係市区町村に送付する。(支払を実施した各事業課が特定個人情報を所定の様式を使用して収集するとともに会計課へ送付し、会計課において源泉徴収票等を作成するためのファイルを作成する。会計課が各事業課より送付された源泉徴収票等を作成するための情報を源泉管理システムへ入力し、源泉徴収票、支払調書及び給与支払報告書を作成し、関係機関へ提出(送付)又は交付する。)	市が委員や講師等に報酬等を支払ったことに対して、源泉徴収票や支払調書を税務署に提出または受給者に交付し、給与支払報告書を関係市区町村に送付する。(支払を実施した各事業課が特定個人情報を所定の様式を使用して収集するとともに会計課へ送付し、会計課において源泉徴収票等を作成するためのファイルを作成する。会計課が各事業課より送付された源泉徴収票等を作成するための情報を源泉管理システムへ入力し、源泉徴収票、支払調書及び給与支払報告書を作成し、関係機関へ提出(送付)又は交付する。)	事後	重要な変更!に該当しない(データ作成手順の変更による)
令和4年7月7日	II しいき値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和3年6月1日時点	令和4年6月1日時点	事後	重要な変更に該当しない(時点修正のため)
令和4年7月7日	II しいき値判断項目 1.取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年6月1日時点	令和4年6月1日時点	事後	重要な変更に該当しない(時点修正のため)
令和5年7月6日	II しいき値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和4年6月1日時点	令和5年6月1日時点	事後	重要な変更!に該当しない(時点修正のため)
令和5年7月6日	II しいき値判断項目 1.取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年6月1日時点	令和5年6月1日時点	事後	重要な変更に該当しない(時点修正のため)
令和6年9月16日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第3項	番号法第9条第4項	事後	重要な変更!に該当しない(時点修正のため)
令和6年9月16日	II しいき値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和5年6月1日時点	令和6年8月29日時点	事後	重要な変更!に該当しない(時点修正のため)
令和6年9月16日	II しいき値判断項目 1.取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年6月1日時点	令和6年8月29日時点	事後	重要な変更!に該当しない(時点修正のため)